

八代市監査委員公告第 5 号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成27年 7月 1日

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 藤 崎 智

八代市監査委員 上 村 哲 三

**定期監査結果に対する
措置状況報告書
(平成 27 年 7 月)**

八代市監査委員

八代市監査委員 様

八代市長 中村 博生

定期監査改善報告書の提出について（回答）

平成 26 年 5 月 7 日付、八市監第 44 号により通知がありましたこのことについて、下記のとおり提出します。

記

課 かい 名 観光振興課
監査実施期間 平成 25 年 11 月 18 日 ～ 平成 25 年 11 月 27 日

指摘事項	<p>・新八代駅観光案内所は、八代市が JR 九州から借り受け、その一部をよかところ宣伝隊に貸し付けて使用させているが、その貸付契約は「八代市観光物産案内所の使用に関する覚書書」で行われており、契約者名も民法 108 条の双方代理を禁止する規定に抵触していた。また、賃貸料について、誤った面積按分の率で算出されており、年度当初に行うべき調定の計上がなく、納入通知も行われていなかった。</p> <p>貸付契約は覚書でなく、正式な賃貸借契約を行うとともに、契約者名についても、民法 108 条の双方代理の禁止に抵触しない契約者で行っていただきたい。</p> <p>また、八代市会計規則等に基づき、適切な金額算定、調定、納入通知を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>・指摘のあった貸付契約については、平成 27 年度より正式な賃貸借契約書により、民法 108 条の双方代理の禁止に抵触しない契約者で行いました。</p> <p>また、賃貸料については、適切な金額算定、調定、納入通知を行いました。</p> <p>今後は、八代市会計規則等に基づき、適切な事務の遂行に努めて参ります。</p>

八市東農事第32号
平成27年6月19日

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査改善報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 東陽農林水産事務所

監査実施期間 平成26年4月21日 ～ 平成26年5月15日

指摘事項	<p>農地証明手数料において、調定時期の年度誤り及び計上の遅れが見られた。また、徴収した現金が事務所に年度を超えて保管されており、いずれも不適切な取扱となっていた。</p> <p>調定・収入は会計年度独立の原則に基づき、年度ごとに区分した日の翌日までに金融機関に入金しなければならない。</p> <p>調定計上等の事務処理を遅滞なく行うとともに、現金の適正な管理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった農地証明手数料徴収業務については、</p> <p>① 徴収した現金は、事務所備え付けの金庫に保管し、速やかに調定を計上する。</p> <p>② 徴収した日の翌日までに金融機関に入金する。</p> <p>こととし、指摘のあったような事態が二度と起こらないように改善しました。</p> <p>今後は、上記改善点に留意し適切に取り扱います。</p>

八市教第307号
平成27年5月26日

八代市監査委員 様

八代市教育長 北岡 博

定期監査改善報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 学校教育課
監査実施期間 平成26年6月24日 ～ 平成26年7月8日

指摘事項	<p>平成26年度定期監査報告書 P.13</p> <p>◆歳入関係事務</p> <p>① 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の取り扱いについて、次のような不適切な事務処理が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園において、当該年度掛金を年度開始前に徴収し、園内で保管してあるもの・ 年度途中加入者の掛金について、翌年度の納入時期まで長期間保管してあるもの・ 徴収した掛金を金融機関へ一括納入する際に、未納者分を他の徴収金から立て替えてあるもの
改善内容	<ul style="list-style-type: none">・ 当該年度掛金を年度開始前に徴収しないよう指導した。その結果、今年度は、年度開始前に徴収せず、当該年度に掛金を徴収するよう改善されていた。・ 年度途中加入者の掛金は、スポーツ振興センターの規程により、翌年度まとめて納入していた。途中入園分を徴収の都度市に納付すると、歳入は現年度、歳出は翌年度となるため、会計課に確認したところ、問題ないとの回答であったため、平成27年度から、年度途中加入者の掛金は、徴収の都度、学校教育課から学校（園）に納付書を発行し、市に納付するよう手続きを変更した。各学校・幼稚園へ通知を出し周知した。・ 今年度納付書を発行する際通知する文書に、未納者分を他の徴収金から立て替えて納めたりしないこと、また未納者分がある場合は学校教育課へ連絡する旨記載し、未納者分は納入しないように指導することとした。また今年度滞納者数を把握し、納入から滞納管理まで事務の流れを整理し、来年度、学校で未納者分を除いた金額で納入できるよう手続きを改善する。

八代市監査委員 様

八代市教育長 北岡 博

定期監査改善報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 学校教育課
監査実施期間 平成26年6月24日 ～ 平成26年7月8日

指摘事項	<p>平成26年度定期監査報告書 P.14</p> <p>◆安全管理体制</p> <p>② 理科室等における毒物、劇物等の管理については、薬品庫が固定されていないもの、また、薬品台帳について記載が不十分なもの、定期的な照合が行われていないものなど、薬品類の保管・管理が適正に行われていないものが見られた。</p> <p>薬品庫の固定、薬品台帳の整備を行い、毒物、劇物等の管理を適正に行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>平成27年4月10日付け八市教学指第89号にて「理科準備室等における薬品の管理について」の通知を行った。児童生徒の安全確保のため実験用薬品類の保管管理の徹底のため理科薬品管理簿の形式例とその記入方法を添付している。これまで管理簿がなかった学校にも作成を促すことで、学校間でも形式を統一でき、異動等においても管理移行がスムーズに行えると考えられる。学校訪問の際にも通知事項が徹底なされるよう理科系実験用薬品類の管理状況の把握・状況改善指導にも努めていく。</p> <p>併せて薬品庫の収納戸棚等の固定についても、各学校の予算内ですっぱり棒や固定金具等の必要措置をとるよう通知済みである。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査改善報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 財務部 市民税課
監査実施期間 平成26年10月16日 ～ 平成26年11月11日

指摘事項	<p>各種証明書の郵便請求において、請求書類の不備や同封された小為替の料金不足などで保留になったものが担当者の机の中で保管されていた。</p> <p>請求に対しては速やかに必要な処理を行うべきである。また、金券である小為替及び切手の保管は適切に行い、長期間保管することも避けなければならない。</p> <p>請求書類の不備や料金不足があった場合の留保案件の取り扱いについて、担当者の机の中で保管することがないようにし、担当者以外の者が進捗管理を行うなど管理体制を整え、事務を適時適正に行うようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>各種証明書の郵便請求については、基本的に市民税課への到着日に処理を行い、発送しています。</p> <p>処理が翌日以降となるのは、請求書類の不備や同封された郵便小為替の料金不足がある時です。その場合も請求者と連絡が取れ、それらの問題が解消され次第、即時に処理を行っています。</p> <p>指摘がありました処理が翌日以降となる郵便小為替及び切手については、担当者の机の中で保管することがないように、施錠出来るキャビネットに保管するように定め、適正な管理を行うように改善しました。また、キャビネットについては係長が随時確認を行い、請求者との連絡忘れによる郵便小為替及び切手の長期保有がないようにいたします。</p>

八 代 市 監 査 委 員 様

八 代 市 長

定 期 監 査 改 善 報 告 書 の 提 出 に つ い て

こ の こ と に つ い て、下 記 の と お り 提 出 い た し ま す。

記

課 名 水 産 林 務 課
監 査 実 施 期 間 平 成 2 6 年 1 1 月 1 9 日 ～ 平 成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

指 摘 事 項	<p>1 森林環境保全整備事業補助金において、円単位の補助金申請に対し、申請額どおりの補助金が交付されていた。八代市林業関係事業補助金等交付要領には千円未満の額は原則として切り捨てと規定されている。補助金交付にあたっては、要領等に基づき適正な事務を行っていただきたい。</p> <p>2 市有林素材生産事業委託、排水路清掃及び排水堰管理業務委託において、委託内容が不明瞭であった。また、完了報告書提出時期が契約書の規定とは異なっており、その内容も業務完了が確認できない部分があった。業務を委託する際には、内容を契約書・仕様書等で明確に定め、完了報告書で履行を確認のうえ支払いを行わなければならない。委託内容を明らかにした契約を行い、契約書どおりに業務が行われているか確認を行うなど適正な事務に努めていただきたい。</p> <p>3 緑の少年団育成事業助成金において、実績報告書の受領及び補助金確定が行われておらず、林業関係事業補助金等交付要領の補助率（事業費の1/2以内）を超えた金額が交付されていた。補助金額は関係書類の精査により確定すべきものであり、規定を超えた交付を行うことはできない。補助金交付にあたっては、要領等に基づき適正な事務を行っていただきたい。また、規定を超えた交付分については協議会から市へ返還してもらう必要がある。なお、返還対象は過去5年間であるため、該当年度の調査を行ったうえで適切な対応を行っていただきたい。</p>
------------------	---

1 林業関係事業の補助金交付については、平成26年度より八代市林業関係事業補助金等交付要領に基づき、千円未満の額は切り捨てて交付するなど、適正な事務を行っています。

2 市有林素材生産事業委託については、平成26年度より明瞭な内容に見直し、実施しました。
また、排水路清掃及び排水堰管理業務委託については、御指摘を踏まえ、報告書を仕様書どおりの提出時期とする等の改善を図りました。

3 緑の少年団育成事業について、八代市林業関係事業補助金等交付要領に基づき、事業完了後は補助対象団体から実績報告書の提出を求め、その内容を精査し交付確定することを課内で確認し、H26年度分はそのように行っています。

助成金額については、林業関係事業補助金交付要領の策定年度（H18年度）まで遡って調査しましたところ、緑の少年団活動は県及び市の助成金により支援するものであり、補助対象は活動事業費全体として策定されていました。そのため、この助成額は趣旨に沿った交付であったものです。定期監査における指摘は、補助金交付要領における事業費の範囲が不明瞭なことに加え、提出資料の不備や説明不足が原因となったものと考えます。

今後、要領の解釈等で疑義等が生じることのないよう、補助対象経費及び補助事業者を明確にした要領の改正を行い、改善を図りました。

改善内容

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査改善報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出します。

記

課 かい 名 長 寿 支 援 課
監査実施期間 平成27年 1月 6日 ～ 平成27年 2月 4日

指摘事項	<p>いきいきサロン事業委託について、具体的な業務内容が不明だった。また、収支精算額をもって業務委託料とする契約だったが、精算内容が不明瞭となっていた。</p> <p>委託事業は市が実施主体である。いきいきサロン事業方針に基づき、内容を明らかにした契約を行うべきである。また、実績により委託料が確定する場合は、関係書類の精査が必要である。</p> <p>この事業について実施状況の把握を行い、今後の委託内容及び方法を決定していただきたい。</p> <p>また、この他の委託事業において、業務内容や支払時期が契約書と一致しないもの、支払方法及び精算方法が不適切であるものが見られたため、適正な事務に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>いきいきサロン事業委託については、業務を明確にするため、平成27年度から業務委託契約書とは別に業務委託仕様書を作成し、この委託業務仕様書と事業方針に基づき委託業務を行っていただきます。</p> <p>また、実績により委託料が確定することから、精算内容が明瞭になるよう事業収支決算書の様式を見直し、平成26年度の事業収支決算書から適用しました。</p> <p>事業実施状況については、毎月の事業実施報告書（月例報告書）と毎年度業務終了後の事業実績報告書・事業収支決算書を提出していただき、適切に把握していきます。</p> <p>この他の委託事業については、契約書の内容、業務内容、支払方法等を確認の上、適切に処理していきます。</p>